

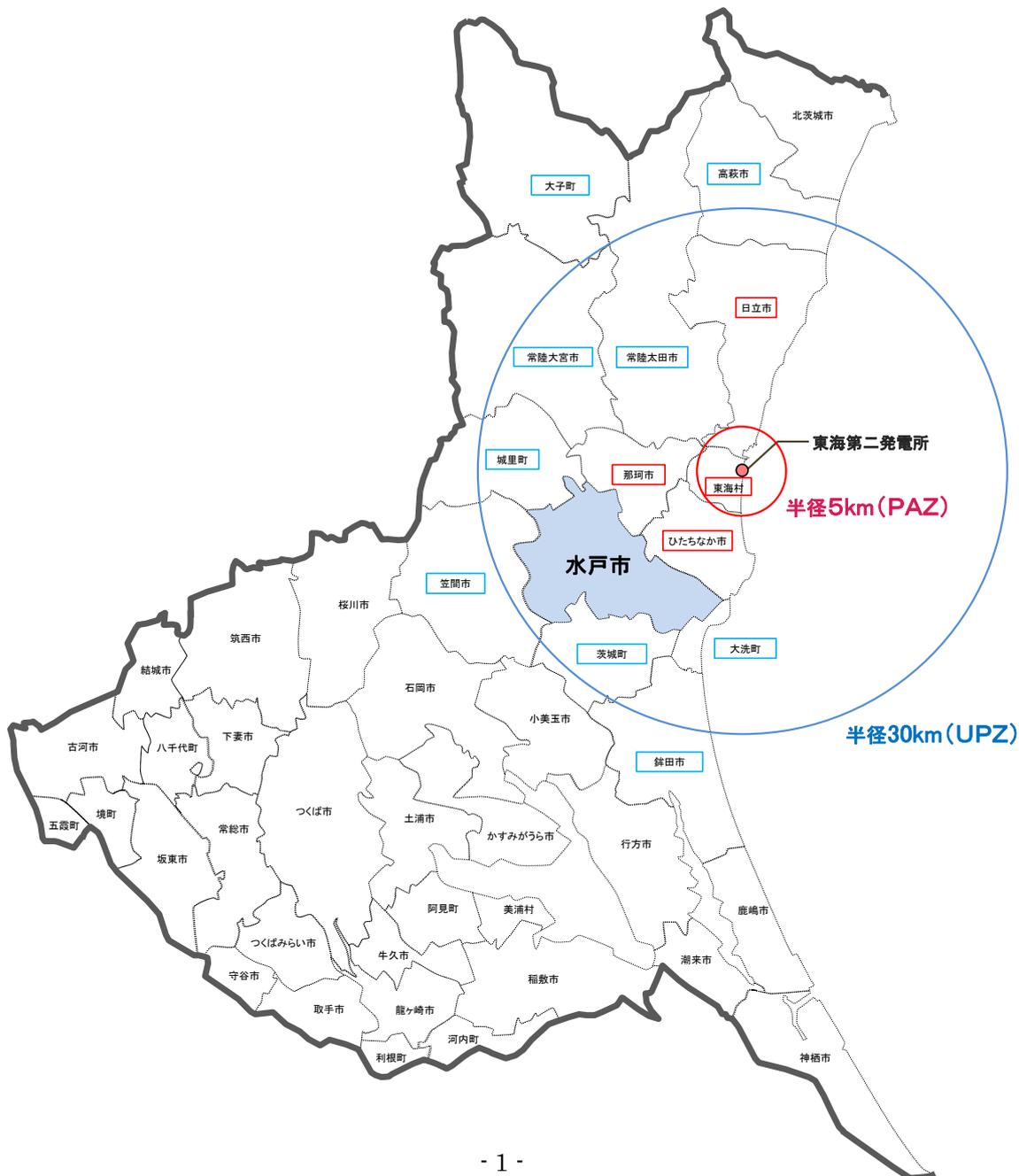
原子力災害を想定した水戸市の広域避難等の概要について

1 水戸市の概況

水戸市は、全域が東海第二発電所から 30 km 圏内であることから、国の基準を踏まえた茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）において、市全域をUPZ（緊急時防護措置を準備する区域）として、原子力災害対策重点区域に位置付けられている。

本市においては、水戸市地域防災計画（原子力災害対策計画編）等に基づき、市民等に対する放射線の影響を最小限に抑えるために、広域避難計画の策定をはじめとする必要な防護措置を講じることとしている。

【図1 東海第二発電所における原子力災害対策重点区域の範囲】



2 広域避難の基本的事項

東海第二発電所からの距離が5 kmから30 kmに位置するUPZの避難方法は、次のとおりである。

- ① 放射性物質放出前は、**屋内退避**を実施する。
- ② 放出後、放射線量の値が基準を超えた地区が**広域避難**を実施する。

(1) 屋内退避の方法

- ① 事故発生時、職場等に滞在している市民等は、帰宅することを原則とする。
- ② 帰宅が困難な場合は、滞在している場所で屋内退避を実施する。

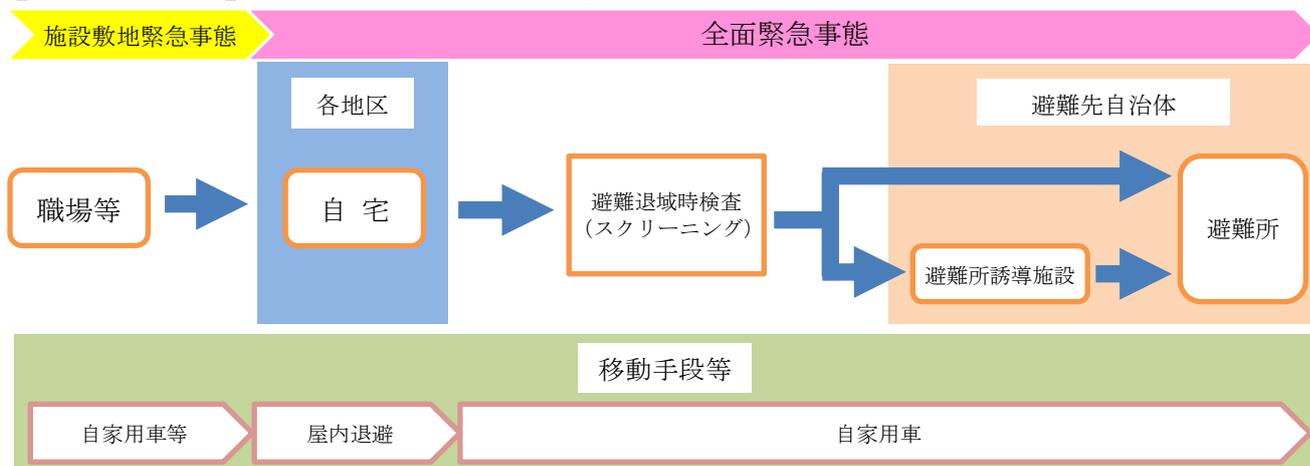
(2) 広域避難の方法

- ① 基本的な広域避難
 - ア 自家用車での広域避難が可能な市民等
 - イ 自家用車での広域避難が困難な市民等
- ② 要配慮者の広域避難
 - ア 避難行動要支援者（要配慮者のうち、市の定める要件に該当する在宅の方）
 - イ 社会福祉施設等の入所者
 - ウ 病院等の入院患者
- ③ 学校、保育所、幼稚園、認定こども園に通う児童等の広域避難
- ④ 観光客等の一時滞在者の広域避難

ポイント

- ① 自家用車での広域避難を基本とする。
- ② 自家用車での広域避難が困難な場合は、一時集合所として定める地区ごとの「小・中学校」へ集合し、バス等により移動する。
- ③ 避難行動要支援者、児童等は、早い段階で支援等の対応を開始する。

【フロー図の例】（自家用車での広域避難が可能な市民等のフロー）



3 広域避難の具体的事項

(1) 地域ごとの広域避難先の設定

- ① 地域コミュニティの維持に向け、避難単位は、小学校区を基本とする。
- ② 市民等の分散を防ぐため、同じタイミングでの広域避難が想定される小学校区は、同じ方面の広域避難先を確保する。

(2) 水戸市の避難先

○**県内**：古河市，結城市，下妻市，常総市，つくば市，坂東市，八千代町，五霞町，境町 【避難人数：約 10 万人， 協定締結：平成 28 年 8 月】

○**県外**：**群馬県**
前橋市，高崎市，桐生市，伊勢崎市，太田市，館林市，みどり市，邑楽町 【避難人数：約 4.4 万人， 協定締結：平成 30 年 2 月】

栃木県

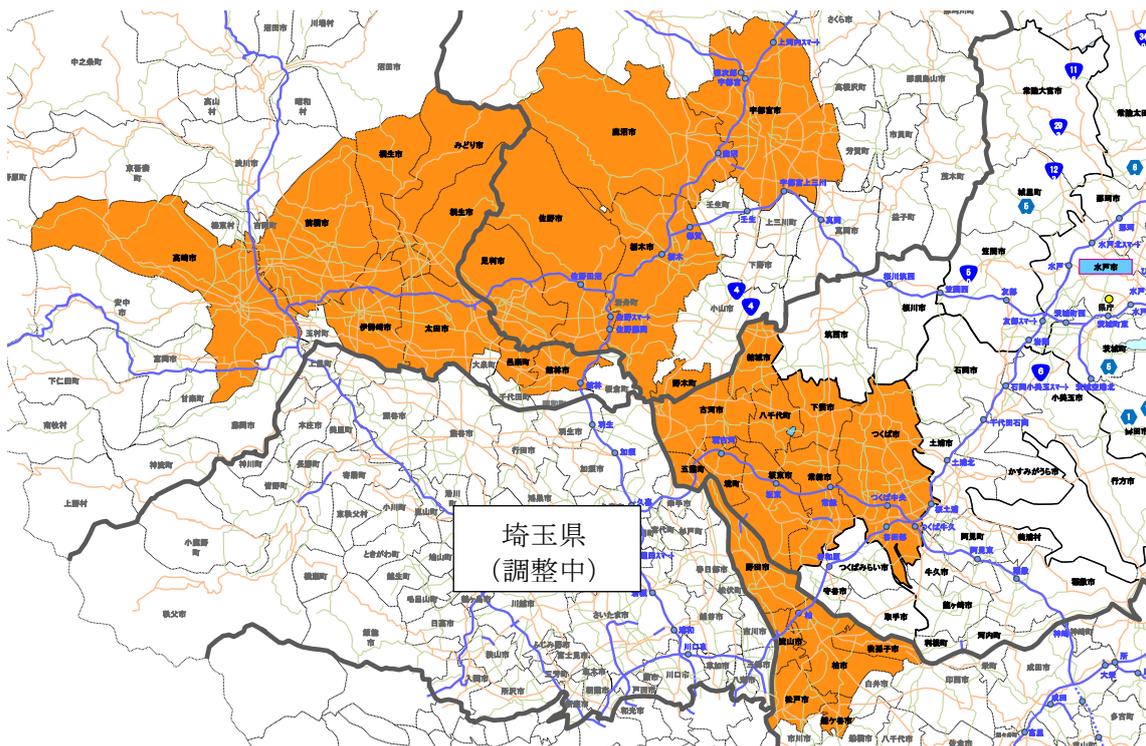
宇都宮市，足利市，栃木市，佐野市，鹿沼市，野木町 【避難人数：約 3.9 万人， 協定締結：平成 30 年 5 月】

千葉県

	避難先市町村	避難人数
1	松戸市	15,889
2	野田市	4,771
3	柏市	11,767
4	流山市	6,006
5	我孫子市	3,390
6	鎌ヶ谷市	1,988
	計	43,811

※埼玉県は，調整中です。

【図2 避難先エリア図（協定締結自治体を掲載）】



4 協定の概要

この度の協定は、東海第二発電所において原子力災害が発生し、水戸市民が市域を超えた広域避難が必要となった場合に備え、災害対策基本法第 86 条の 9 の規定及び原子力災害に備えた茨城県広域避難計画に基づき、水戸市民の千葉県への広域避難を円滑に実施するため、必要な事項を定めたものである。

(1) 広域避難の基本的事項

避難所の開設等の初動時における受入業務については、避難先自治体が行うものとし、水戸市は速やかに、避難所の運営の移管を受ける。

(2) 受入期間

受入期間は、原則として 1 か月とする。ただし、原子力災害の状況などを踏まえ、期間の見直しが必要となったときは、両県を含めて協議し、決定する。

(3) 避難退域時検査（スクリーニング）

避難退域時検査（放射性物質付着の有無を確認する検査）は、当該避難による汚染の拡大防止などのため、茨城県広域避難計画に基づき、原子力災害対策重点区域 (UPZ) の境界周辺において、茨城県が実施する。

(4) 必要物資

必要な物資や資機材等は、水戸市と茨城県が確保する。ただし、不足する場合は、避難先自治体の物資の利用について、協力を依頼することができる。

(5) 費用の負担

避難に要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、水戸市が負担する。